

☆南部桧山衛生処理組合からのお知らせ☆

# 令和元年10月1日より 各種手数料を改定します。

家庭から排出される一般廃棄物の処分について、収集されたごみや、し尿及び浄化槽汚泥は、南部桧山清掃センターや南部桧山衛生処理場にて処理しており、それぞれごみ処理手数料、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料(受益者負担)を負担していただいております。

この処理手数料及び各種申請手数料について、令和元年10月1日より施行とされております消費税増税により、廃棄物処理に必要な経費に影響を受けるため、その一部を負担していただき、処理経費に充当するため、令和元年10月1日から下表の通り、手数料を改定いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

手数料区分	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から
燃やせるごみ袋(大)	108円	110円
燃やせるごみ袋(中)	54円	55円
燃やせるごみ袋(小)	32円	33円
燃やせないごみ袋(大)	108円	110円
燃やせないごみ袋(中)	54円	55円
粗大ごみ処理券	108円	110円
小動物焼却手数料	2,160円	2,200円
し尿・浄化槽汚泥処理手数料	100ℓまで610円 100ℓを超えるときは10ℓ増すごとに(10ℓに満たない端数は、10ℓとみなす。)61円を加算した金額	100ℓまで620円 100ℓを超えるときは10ℓ増すごとに(10ℓに満たない端数は、10ℓとみなす。)62円を加算した金額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	15,200円/2年	15,900円/2年
一般廃棄物収集運搬業許可更新手数料	13,800円/2年	14,400円/2年
一般廃棄物処分業許可申請手数料	19,000円/2年	19,900円/2年
一般廃棄物処分業許可更新手数料	17,800円/2年	18,600円/2年
浄化槽清掃業許可申請手数料	5,000円/2年	5,200円/2年
許可証再交付手数料	3,000円/2年	3,100円/2年

※ごみ指定容器取り扱い事業者の皆様へ

ごみ指定容器販売等にかかわる取引については、消費税法上非課税取引となりますので合わせてお知らせいたします。



お問い合わせ先：南部桧山衛生処理組合  
(☎ 0139-53-6301)